

令和 6 年度
交野市立小中学校
給排水衛生機器定期検査等業務委託
仕 様 書

交 野 市
教 育 委 員 会

1. 目的

本仕様書は、「給排水衛生機器」の法定点検を適法に実施するため、最低限必要な事項を定めるものであり本設備の偶発的な損傷及び経年劣化、老朽化、陳腐化等による人身災害等を未然に防止すると共に点検結果による計画的な整備、修理等の資料を得ることを目的とする。

また、プール及び防火水槽の清掃については、プール利用者への人体保護とろ過機や消火ポンプ等の設備保護を目的に実施する。

なお、本仕様書に定めのない①再委託の禁止②用語の定義に関する規定③提出書類等は、「委託役務業務共通仕様書（以下、共通仕様書という。）」（大阪府都市整備部監修）の規定によるものとするが疑義が生じた場合は発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

2. 委託名称

交野市立小中学校給排水衛生機器定期検査等業務委託

3. 委託期間

令和6年3月1日 から 令和6年10月31日まで

4. 対象施設の所在地及び名称

所在地 交野市星田3-33-4 ほか12か所

学校名称 交野市立星田小学校ほか12か所（別紙1の通り）

5. 業務内容

実施業務の概要は次の通り（業務の詳細は別紙2のとおりとする）

受水槽・高置水槽清掃及び法定検査(水質検査)と電極の点検、清掃・・・4校分
（旭、藤が尾、私市、交野みらい）

揚水ポンプの点検（旭、藤が尾、私市）・・・3校分

プールの清掃（全小学校9校、全中学校4校）・・・13校分

防火水槽の清掃（妙見坂、旭）・・・2校分

但し、警報の養生が必要なので消防設備点検と同時に実施すること。

仮設排水ポンプによる排水作業及び水張り復旧作業を含む。

また、槽内の酸素濃度を測定し、必要において換気ファン等を使用すること。

6. 技術管理者

1) 技術管理者1名選任して書面で届出ること。（社員証等の写しを添付必要）

2) 技術管理者は、業務計画書を作成し業務従事者に業務目的、作業内容及び発

注者の指示事項を伝え、その周知徹底を図る。

- 3) 技術管理者は、業務従事者以上の経験及び知識、技能を有する者とする。
なお、技術管理者は業務従事者を兼ねることができる。

7. 業務従事者

- 1) 業務従事者は、作業員名簿に記載して届出ること。(社員証等の写しを添付)
- 2) 作業に当たっては、制服(作業着)、名札、保護具を着用すること。
- 3) 業務従事者は、技術管理者の指示に従い不安全行動をしないこと。
- 4) 業務従事者が当該業務を執行することに不相当と認めた場合、受注者に対してその者の変更を求めることができる。

8. 提出書類

- 1) 委託業務一般事項は、共通仕様書のとおりとする。
- 2) 点検報告書はインデクス用紙に学校名を順番に明記して、整理すること。
順番は、別紙1の通りの順番とする。
- 3) 不具合・故障等報告書及び修繕案と概算見積を様式により提出すること。

不具合・故障等報告書及び修繕案と概算見積

標記の件について、仕様書8-3)に基づいて、次の通り報告します。

1. 不具合・故障内容

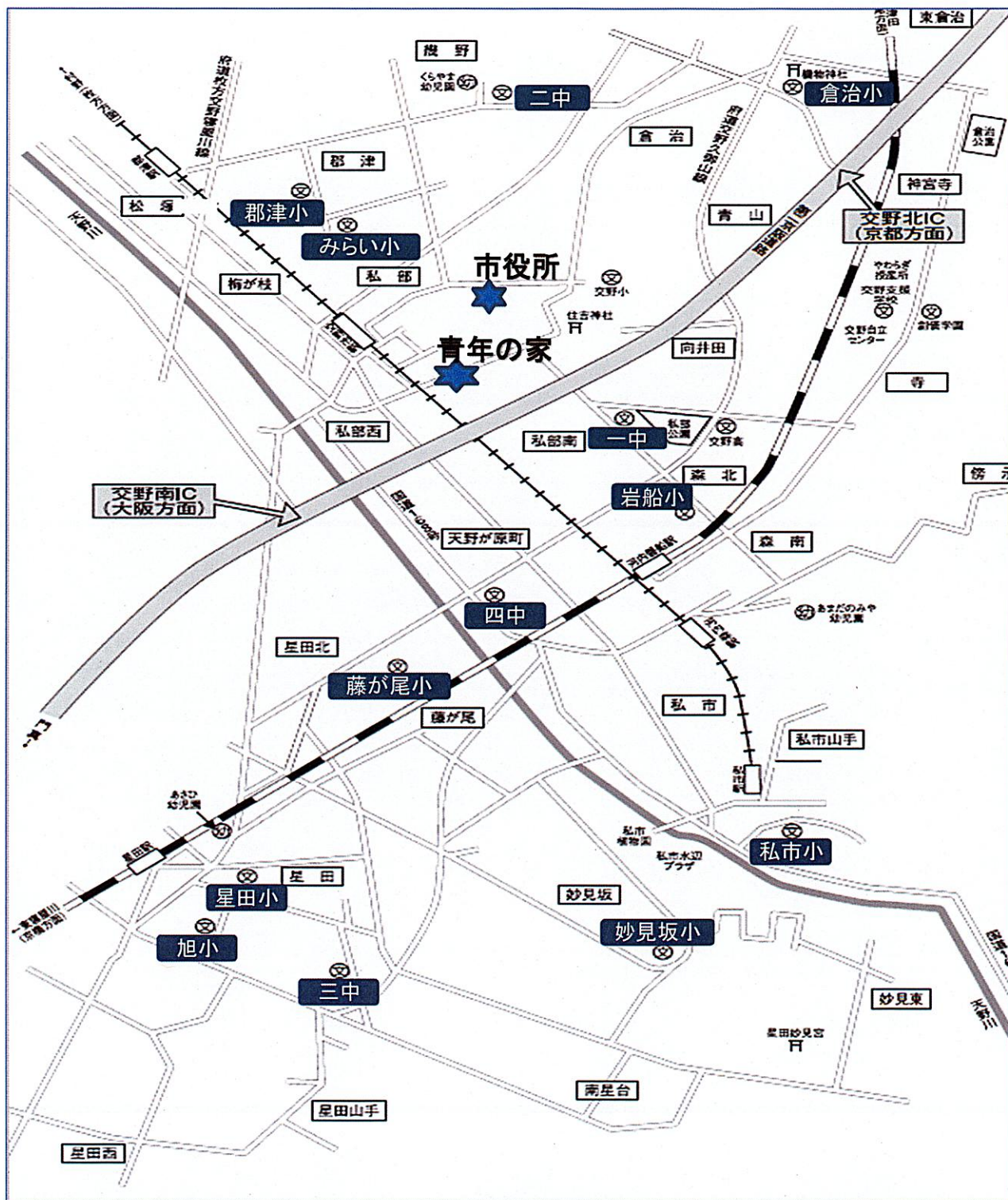
- 1-1. 詳細写真 全体の場所と詳細部分分かるもの3~4枚
- 1-2. 写真の詳細説明を添える

2. 修繕案

詳細がわかるように、箇条書きに記載する

3. 概算見積

No	名称	数量	単価	計	備考
					出典など



交野市 学校所在地		⑤妙見坂小	妙見坂7-20-1 072-892-9171	⑩一 中	私部南3-1-1 072-891-1237
①星田小	星田3-33-4 072-891-2034	⑥旭 小	星田4-18-1 072-892-7731	⑪二 中	幾野4-1-1 072-891-7300
	②郡津小		郡津4-13-1 072-891-0065		⑦藤が尾小
③岩船小	森北1-25-1 072-891-6161	⑧私市小	私市9-5-10 072-893-1907	⑬四 中	天野が原町5-65-1 072-892-0451
	④倉治小		倉治1-15-1 072-892-9181		⑨みらい小

実施業務の詳細は以下の通りとする。

1. 受水槽、高置水槽、防火水槽、揚水ポンプの設置場所と水槽の有効容量等は下表の通り

No	学校名	受水槽	高置水槽	防火水槽	揚水ポンプ
1	妙見坂小学校			容積 25.5 m ³ (有効容量 22 m ³)	
2	旭 小学校	容積 33.15 m ³ (有効容量 23.9 m ³)	容積 12 m ³ (有効容量 9 m ³)	容積 15.3 m ³ (有効容量 9.0 m ³)	2台
3	藤が尾小学校	容積 31.25 m ³ (有効容量 25 m ³)	容積 14 m ³ (有効容量 10.5 m ³)		2台
4	私市 小学校	容積 44 m ³ (有効容量 31.6 m ³)	容積 18 m ³ (有効容量 9.6 m ³)		2台
5	交野みらい小学校		容積 7.5 m ³ ×2 (有効容量 5.5 m ³ ×2)		

2. 受水槽・高置水槽の点検、保守（実施時期は7月から9月）

受水槽・高置水槽の点検・保守は、水道法を遵守して適切に実施すること。

標準的な管理基準は次の通りとする。（厚生労働省の管理基準引用）

点検事項	管理基準
水槽周囲の状態	水槽周辺は清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
水槽本体の状態	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 水位電極部等の接合部が固定され、防水密閉されていること。
水槽内部の状態	掃除が定期的に行われていること。
水槽のマンホール の状態	ふたが防水密閉型、衛生上有害なものが入らないこと。 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないこと。
水槽のオーバーフロ ー管の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らないこと。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。

※電極保持器(水槽の上部外側)の蓋が外れている場合は、予備品を支給するので速やかに取付けること。

また、外れそうな場合は絶縁テープ等で養生した上で、速やかに報告すること。

3. 受水槽・高置水槽の清掃等については「大阪府特定建築物維持管理指導要領」に準じること。

- 受水槽清掃後、高置水槽を同日に清掃すること。なお、清掃の周期は年1回とする。
- 作業は、健康状態の良好な者が実施すること。
- 作業衣と清掃機材は、水槽内専用のもを使用し、常に衛生面に留意すること。
- 槽内の酸素濃度が18%以上あることを確認、記録してから清掃を実施すること。
なお、酸欠の恐れがある場合は換気ファンを運転して常に酸素濃度18%以上、確保すること。
- 槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去すること。
- 洗浄水(消毒に用いた排水)は、完全に槽外に排水する。また、水槽周辺の清掃も行うこと。
- 水槽清掃後、高置水槽の排水を行った屋上の側溝及び排水溝を清掃すること。
- 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等が水槽内に流入しないよう注意すること。
- 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上水槽内の消毒を行うこと。
- 消毒剤は、有効塩素 50~100mg/ℓ濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。
- 消毒終了後は、槽内への立入禁止措置を講じること。
- 消毒後の水洗い及び上水の注入は、消毒終了後30分以上経過してから行うこと。
- 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等を遵守して適切に処分すること。
- 作業前に、①流入弁の止水②水位警報③自動運転切替等の養生が必要なので操作するバルブやスイッチ類に札やカラーテープでマーキングする。
- 清掃後、制御盤等のスイッチを戻し忘れがないか、指差し確認後、マーキングを外すこと。
- 水張り終了後、水質検査及び残留塩素測定を行うこと。
- 水質検査試験項目は、次の通りとする。

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(TOC)
一般細菌、大腸菌、pH、臭気、味、色度、濁度、残留塩素 以上12項目

4. 防火水槽の清掃等について

- 清掃の周期は、概ね10年に1回とする。
- 槽内作業は、作業前に排水ポンプを準備して排水を行うこと。
- 槽内の酸素濃度が18%以上あることを確認、記録してから清掃を実施すること。
なお、酸欠の恐れがある場合は換気ファンを運転して常に酸素濃度18%以上、確保すること。
- 槽内の壁面、床面、フート弁、電極等を清掃後、状態を細かく写真撮影して報告すること。
- 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等を遵守して適切に処分すること。
- 作業前に、①流入弁の止水②水位警報③自動運転切替等の養生が必要なので操作するバルブやスイッチ類に札やカラーテープでマーキングすること。
- 清掃後、制御盤等のスイッチを戻し忘れがないか、指差し確認後、マーキングを外すこと。
但し、施設管理担当者が槽内を再確認するため、養生した状態で完了を指示する場合がある。

5. 揚水ポンプ点検・保守

点検項目	点検内容	周期
1.基礎・固定部	①固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無 ②防振装置の変形、劣化等の有無	1年
2.外観の状況	①グラウンド水量が適切であるか確認・調整 ②シェルの結露水等が適切に流れているか確認 ③腐食、損傷、水漏れの有無 ④軸継手ゴム、ベルト等の損傷の有無 ⑤軸継手の芯振れの有無 ⑥吸込み圧力、吐出し圧力の確認	
3.ケーブル	①損傷等の有無	
4.制御盤	①表示部、制御部の動作確認	
5.配管類	①発錆、腐食、損傷、漏水、詰まりの有無 ②バルブ類の動作確認	
6.その他	①五感による異常の確認	

6. プールの清掃

- 実施場所
交野市立星田小学校ほか 12校(別紙1の通り)
- 業務内容
大・小プール(中学校は大プールのみ)の壁面及び底面と排水ピットの沈積物、付着物の除去
大・小プール、腰洗い場とシャワー施設の清掃
プール底部に敷設している塩ビシート内の水抜き
※作業終了後、バルブを閉め忘れると塩ビシートが剥離するので必ず指差し確認をすること。
※発生したゴミは、45Lのゴミ袋に入れ校内の指定された場所に運ぶこと。
- 清掃時期
プール開始日(事前に確認すること)より 2週間以上前に清掃を完了すること。
通常は、小学校は例年6月初旬～中旬 中学校は6月後半～7月初旬にプールを開始する。
- 完了確認書
業務完了時、完了証明書に署名と校長印をもらい、施設管理担当者に提出すること。

7. 報告書に添付する写真及び不具合の報告について

点検及び清掃の前中後が比較できるよう同一場所、アングルで写真を撮影すること。

手振れ等を都度確認し、作業黑板には作業内容を詳細に記載して撮影すること。

不具合を確認した時は、「不具合・故障等報告書及び修繕案と概算見積」を速やかに施設管理担当者へ提出すること。